

共済規程の一部変更について

【変更理由】

「自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が令和7年12月に施行され、人傷一括事案における人傷社と自賠社との精算請求に限って電磁的記録による提出が可能となる法整備が行われる。

このような状況を踏まえ、法令改正への対応を行うとともに、現行実務との整合等を図るため、共済規程の一部（令和9年4月1日実施）を変更する。

共済規程変更条文新旧対照表

（下線部分は変更部分）

改 正 後	改 正 前
第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項 （共済金等の支払） 第16条 この組合は、共済契約者又は被共済者が第3条に規定する損害賠償責任を負ったことによる損害又はその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、共済契約者又は被共済者に対し、次のことを遅滞なく、この組合に通知させる。 （1） 〔略〕 <u>（2）被共済自動車が、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第41条に規定する自動運行装置を備えているときは、当該装置の作動状況</u> <u>（3）第1号に掲げる事項について証人となる者がある場合は、その者の氏名及び住所</u> <u>（4） 〔略〕</u> 2 この組合は、前項の<u>事項</u>のほか、この組合が特に必要とする書類又は証拠となるものを共済契約者又は被共済者に対し、この組合に提出させることができる。 3 被共済者が共済契約に基づいて損害のてん補を受けようとするときは、共済金支払請求書に損害賠償金の支払を証明する書類<u>又は証拠</u>その他この組合が必要とする書類<u>又は証拠</u>を添	第4章 自動車損害賠償責任共済に関する事項 （共済金等の支払） 第16条 この組合は、共済契約者又は被共済者が第3条に規定する損害賠償責任を負ったことによる損害又はその原因となるべき事実が発生したことを知ったときは、共済契約者又は被共済者に対し、次のことを遅滞なく、<u>書面</u>でこの組合に通知させる。 （1） 〔略〕 <u>（2）前号に掲げる事項について証人となる者がある場合は、その者の氏名及び住所</u> <u>（3） 〔略〕</u> 2 この組合は、前項の<u>書類</u>のほか、この組合が特に必要とする書類又は証拠となるものを共済契約者又は被共済者に対し、この組合に提出させることができる。 3 被共済者が共済契約に基づいて損害のてん補を受けようとするときは、共済金支払請求書に損害賠償金の支払を証明する書類その他この組合が必要とする書類を添え、これをこの組

改 正 後	改 正 前
え、これをこの組合に提出させる。 9 この組合は、令第12条において準用する令第3条に規定する<u>書面</u>により被害者から損害賠償の請求を受けた場合 <u>（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第6条及び自動車損害賠償保障法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和5年国土交通省令第7号）第10条第2号の規定に基づき電磁的方法により請求を受けた場合を含む。）</u> は、遅滞なく、法第23条の3において準用する法第16条の4第1項に規定する書面を被害者に交付する。 16 この組合は、令第12条において準用する令第6条に規定する<u>書面</u>により、被害者から法第23条の3において準用する法第17条第1項に規定する仮渡金（以下この条において「仮渡金」という。）の支払の請求を受けたときは、遅滞なく、請求に係る金額を支払う。 （災害等による特別措置） 第20条 この組合は、第8条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、災害等に伴い、道路運送車両法第61条の2の規定により自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合には、共済契約締結の手続及び共済掛金の収納について、全国共済連が定めた特別措置を適用することができる。	合に提出させる。 9 この組合は、令第12条において準用する令第3条に規定する<u>書類</u>により被害者から損害賠償の請求を受けた場合は、遅滞なく、法第23条の3において準用する法第16条の4第1項に規定する書面を被害者に交付する。 16 この組合は、令第12条において準用する令第6条に規定する<u>書類</u>により、被害者から法第23条の3において準用する法第17条第1項に規定する仮渡金（以下この条において「仮渡金」という。）の支払の請求を受けたときは、遅滞なく、請求に係る金額を支払う。 （災害等による特別措置） 第20条 この組合は、第8条、第10条及び第11条の規定にかかわらず、災害等に伴い、道路運送車両法 <u>（昭和26年法律第185号）</u> 第61条の2の規定により自動車検査証の有効期間の伸長が行われた場合には、共済契約締結の手続及び共済掛金の収納について、全国共済連が定めた特別措置を適用することができる。

附 則

この変更は、行政庁の承認があった日以後、令和9年4月1日（行政庁の承認が令和9年4月2日以後に行われたときは、その承認があった日とする。）から施行する。